平成２３年（フ）第７１９号
埼玉県川口市緑町４番３号
債務者　栗原　　保
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７２４号
埼玉県桶川市大字坂田695番地の７　レオネクストメゾン　サカタ106号、旧住所北海道名寄市西３条南１丁目14番地２
債務者　齊田　尚紀
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７３２号
埼玉県上尾市緑丘４丁目11番14号　富永ハイツ105
債務者　八木　孝治
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７４６号
さいたま市大宮区上小町153番地
債務者　有坂　奈巳
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７４７号
埼玉県久喜市青葉３丁目19番地１
債務者　菊池　貴広
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７４９号
埼玉県鴻巣市天神２丁目７番35号
債務者　高尾　秀信
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７５０号
埼玉県鴻巣市天神２丁目７番35号
債務者　高尾　玲子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６１号
埼玉県蕨市中央２丁目33番８号　メゾンド・ファル201号、旧住所埼玉県蕨市南町４丁目44番10号
債務者　渡辺　涼夢
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７８９号
埼玉県川口市前川３丁目４番18―201号　前川市営住宅
債務者　齊藤　妙子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７９１号
さいたま市緑区東浦和５丁目10番地14　パークシティ東浦和301
債務者　小林明日香
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８２１号
埼玉県戸田市本町２丁目４番21号　梅田ハイツ202号室
債務者　宮原　六郎
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８２２号
埼玉県戸田市本町２丁目４番21号　梅田ハイツ202号室
債務者　宮原　勝子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８２３号
埼玉県鳩ケ谷市本町３丁目14番10号　アクアヴィラ309号
債務者　宮原　　博
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８２４号
埼玉県戸田市本町２丁目４番21号　梅田ハイツ202号室
債務者　宮原　千晴
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８３６号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎１丁目25番４号、申立時の住所さいたま市見沼区東大宮６丁目158番地12　目白ハイツ東大宮202号
債務者　関本　祐希（申立時の姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８３８号
埼玉県加須市馬内502番地２　秋葉団地Ｃ棟304号室
債務者　宮本　和江
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８４５号
さいたま市南区南浦和２丁目18番16号　ヴェルデ浦和202号
債務者　小出　正博
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係